

健 発 0906 第 8 号
令 和 4 年 9 月 6 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県知事} \\ \text{市 町 村 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について

予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第125号）が本日、別紙のとおり公布されました。改正省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、関係機関等に周知をお願いいたします。

第一 改正の概要

- 第1期追加接種の実施方法として、以下の方法を追加する。
 - ・ 1.3 ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS—CoV—2）（令和4年1月21日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第14条の承認を受けたものに限る。）を初回接種の終了後5月以上の間隔をおいて1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.2 ミリリットルとする方法

第二 施行期日

公布の日（令和4年9月6日）

○厚生労働省令第百二十五号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条の規定に基づき、予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月六日

厚生労働大臣 加藤 勝信

予防接種実施規則の一部を改正する省令

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
附 則 （新型コロナウイルス感染症の予防接種の第一期追加接種） 第八条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の第一期追加接種（次項及び次条において「第一期追加接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一・二 （略）	附 則 （新型コロナウイルス感染症の予防接種の第一期追加接種） 第八条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の第一期追加接種（次項及び次条において「第一期追加接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一・二 （略）

この省令は、公布の日から施行する。 附 則	三 前条第一項第四号に掲げるワクチンを 初回接種の終了後五月以上の間隔をおい て一回筋肉内に注射するものとし、接種 量は、〇・二ミリリットルとする方法 四 (略) 2 (略)
	(新設) 三 (略) 2 (略)